

認定心理士及び会員データ管理システム資金に関する規程

- 1 本規程は、認定心理士及び会員データ管理システムにかかわる資産取得資金（以下、資金という。）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。
- 2 資金は、認定心理士及び会員のデータベースシステム構築及び事務処理システム刷新による資産の取得のみに充当する。
 - 2 資金の計画期間，実施時期，積立限度額は，理事会の決議により，別に定める。
- 3 資金は，次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 資金とすることを指定して寄付された財産
 - (2) 理事会において資金に繰り入れることを決議した財産
- 4 資金は，計画的な取り崩しにより資産の取得にあてる。
- 5 資産を取得する上でやむを得ない事由により，計画的な取り崩し額を超えて資金の全部または一部を処分しようとするときは，理事会の承認を得るものとする。積立計画の中止，計画期間，取得時期及び積立限度額の変更についても同様とする。
- 6 本規程の改正は，理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は，平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

認定心理士及び会員データ管理システム資金に関する規程

- 1 本規程は、認定心理士及び会員データ管理システムにかかわる資産取得資金（以下、資金という。）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。
- 2 資金は、認定心理士及び会員のデータベースシステム構築及び事務処理システム刷新による資産の取得のみに充当する。
~~2 資金の計画期間は、平成22年度から平成27年度までとする。~~
~~3 資産の取得時期は、平成26年度とする。~~
~~4 資金の積立限度額は、1,500万円とする。~~
2 資金の計画期間、実施時期、積立限度額は、理事会の決議により、別に定める。
- 3 資金は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 資金とすることを指定して寄付された財産
 - (2) 理事会において資金に繰り入れることを決議した財産
- ~~4 資金は、常務理事会が管理し、理事会が認定心理士及び会員のデータベースシステム構築及び事務処理システム刷新による資産の取得のために必要と認める事業に使用する。~~
- 4 資金は、計画的な取り崩しにより資産の取得にあてる。取り崩し額は、予算に計上しなければならない。
- 5 資産を取得する上でやむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて資金の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得るものとする。積立計画の中止、計画期間、取得時期及び積立限度額の変更についても同様とする。
- 6 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成×年×月×日公益社団法人への移行の認定を受け、移行の登記をした日より施行する。